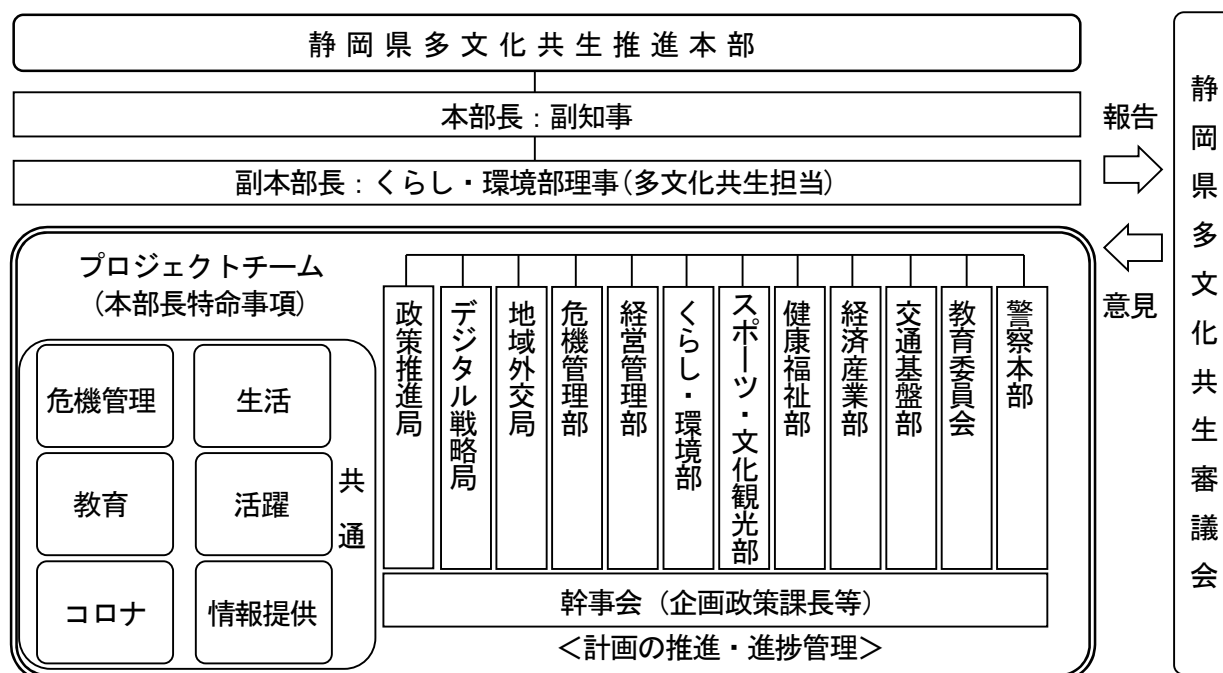


多文化共生施策の推進体制

県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、静岡県多文化共生推進本部（以下「推進本部」という。）を中心として、多文化共生施策の推進を図る。

1 推進体制

- ・推進本部会議を計画的に開催し、全庁的な施策推進及び進行管理を実施
- ・副本部長（くらし・環境部理事（多文化共生担当））を置き、全庁調整を迅速化
- ・部局横断的な課題に対応するため、プロジェクトチームを設置
- ・課題の整理、施策の検討を行い、必要に応じ予算措置



2 推進本部の概要

(1) 所掌事務

- ・多文化共生推進基本計画の策定及び推進に関すること。
- ・多文化共生推進に向けた施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- ・その他多文化共生推進に関し必要と認められる事項に関すること。

(2) 構成員（14人）

- ・本部長：副知事 副本部長：くらし・環境部理事（多文化共生担当）
- ・本部長：政策推進担当部長、地域外交担当部長、デジタル戦略担当部長、危機管理部長、経営管理部長、くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長、健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長、教育委員会教育部長、警察本部警務部長
- ・根拠：多文化共生推進本部設置要領第3条

3 幹事会

(1) 目的

- ・静岡県多文化共生推進本部の協議及び検討を踏まえ、県庁内において部局間の連携を強化し、県全体での取組を一層促進していくため。

(2) 所掌事務

- ・庁内部局等間（部局等内を含む）の多文化共生に係る連携強化及び取組促進に関する事項について調整、情報の共有化、情報交換等を行う。

(3) 構成員（12人）

- ・会長：多文化共生課長、顧問：くらし・環境部理事（多文化共生担当）
- ・構成員：各部局企画政策担当課長